財務費用	3,718,684,826		
臨時損失	2,723,647	563,789,057,890	
（控除）自己収入等			
事業収益	△ 746,774,771,968		
貸倒引当金戻入益	△ 101,786,566		
財務収益	△ 8,647,979		
雑益	△ 15,000		
臨時利益	△ 388,675,947	△ 747,273,897,460	
業務費用合計			△ 183,484,839,570
Ⅱ　引当外賞与見積額			△ 155,843
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			83,138,057
Ⅳ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		7,873	7,873
Ⅴ　行政サービス実施コスト			△ 183,401,849,483

〔重要な会計方針〕

1．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準については、費用進行基準を採用しております。

当機構は、事務経費の一部について、費用進行基準以外の収益化基準の採用に向けて、業務の実施と運営費交付金との対応関係を整理し、昨年度に引き続きその検討を行っているため、当年度においても業務達成基準及び期間進行基準を採用しなかったものです。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	8～15年
構　築　物	13年
工具器具備品	4～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）を耐用年数としております。

3．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．賞与引当金の計上基準

①退職金共済事業における中退共、建退共、清退共、林退共並びに勤労者財産形成促進事業等における財形勘定の役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

②勤労者財産形成促進事業等における雇用促進融資勘定の役職員の賞与については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

5．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

①退職金共済事業における中退共、建退共、清退共、林退共並びに勤労者財産形成促進事業等における財形勘定の役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

②勤労者財産形成促進事業等における雇用促進融資勘定の役職員の退職一時金については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金等の国からの財源措置により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金制度に係る増加見積額については、事業年度末に在職する役職員に係る退職給付見積額の増加額から、事業年度中の退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して算定しております。また、厚生年金基金制度に係る増加見積額については、年金債務に係る事業年度末の退職給付見積額から直前事業年度末の退職給付見積額を控除して算定しております。

6．金銭信託の評価基準及び評価方法

時価法

7．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

8．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

移動平均法による低価法

9．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております（定額法）。

10．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年3月末利回りを参考に0.400％で計算しております。

11．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12．消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13．その他の重要な事項

⑴　支払備金

当事業年度末までに請求を受けた退職金等の支払未済のもの及び、当事業年度末までに退職届があったものもしくは、退職届の提出はないが退職と認められるもの等の退職金で請求がないものの金額を計上しております。

⑵　責任準備金

被共済者の将来の退職金の支払いに備えるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号）第19条の規定により、厚生労働大臣の定めるところ（平成24年厚生労働省発基0327第8号責任準備金の積立について）及び厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課長の定めるところ（平成13年基勤勤発第2号責任準備金の積立について）による金額を計上しております。